

第 1 0 回 国立市空家等対策審議会会議録

日 時	令和 7 年 3 月 1 7 日 (月) 午後 6 時 4 5 分 ~ 午後 8 時 0 0 分
場 所	市役所 3 階 第 5 会議室 (WEB 会議システムを併用)
議 題	1 . 会長挨拶 2 . 前回以降の市内特定空家等の経過報告 3 . 報告 (国立市空家等対策計画、専門家団体等との協定) 4 . 国立市特定空家等及び管理不全空家等認定基準 (素案) について 5 . 今後の予定について 6 . その他
出席委員 (敬称略)	大月会長、水野副会長、山本委員、齋藤委員、大島委員、佐藤委員、高橋委員、菱田委員、紀本委員
事 務 局	黒澤生活環境部長、田代まちの振興課長、北原コミュニティ・市民連携係長、山本
傍 聴 者	0 名 (一部非公開)

第10回空家等対策審議会

令和7年3月17日(月)

大月会長：

まず一番目の会長挨拶がありましたので、次に、審議会の運営と運営についてというところで事務局からご説明を。

事務局：

事務局よりご説明をさせていただきます。まず一つ目をお願いとなりますが、前回と同様に議事録については筆耕翻訳を外部委託しないで、ICレコーダーで録音をいたしますので、皆様には発言者を明確にするため、発言の冒頭に名前を名乗ってからお話いただくように、また発言が同時にかぶることのないようにご協力をお願いいたします。

それから今回の会議及び議事録の一部については、個人情報取り扱うということがありますので、以前の審議会で個人情報を取り扱う場合、非公開とすることで皆様からご了承いただいておりますので、それを踏まえて、冒頭の特定空家等の経過説明の部分を非公開とさせていただきます。またそれ以降の議題については個人情報を扱わないため公開とさせていただきます。事務局からは以上です。

大月会長：

はい。今事務局の方から、特に公開非公開の件についてプライバシーにかかりそうな部分については、記録を残さないと、公開しないというそういう運営の方針が示されましたが皆さんよろしいでしょうか。

はい。続きまして、前回以降の経過報告というところで事務局からご説明をお願いいたします。

-----前回以降の経過報告は非公開-----

大月会長：

よろしいでしょうか。またあと何かありましたら、いつでも結構ですので、ご意見いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしますと3番目になります。国立市空家等対策計画。専門家団体等との協定について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

まちの振興課長の田代の方からご説明させていただきます。国立市空家対策計画については、令和6年2月に市長から審議会に諮問をさせていただきまして、6月、11月と審議を行い、令和7年2月5日に答申をしていただきました。皆様にお忙しい中、

審議を行っていただき、ありがとうございました。

市では、答申に基づきまして、計画を策定いたしまして、令和 7 年 2 月 20 日に庁内合意を得るため庁議に付議し、了承されたところでございます。

その後、計画を国立市の第 1 回定例会の建設環境委員会に報告をさせていただいております。今後は計画を実行していくため、早速ですが、空家所有者が利用できる専門家による窓口を創設していくため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック国分寺国立支部、東京都行政書士会立川支部、東京司法書士会及び同府中支部、そして、NPO 法人空家・空地管理センターと、3 月 21 日の金曜日に国立市との協定を行う予定でございます。

皆様のおかげをもちまして、国立市の空家対策が本格的に進めることができるようになりました。改めて御礼申し上げます。

なお、本日はいわゆる空家法の改正によって新たに管理不全空家等への対策が創設されましたことを受けまして、国立においても計画に基づきまして、一層の対策を進めるため、今後審議会において審議を行っていただく予定でございます。

本日は、管理不全空家等の基準づくりにつきまして、すでに策定または実施している他の地区町村の資料を参考に、意見交換を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。報告でございました。

大月会長：

はい。ありがとうございます。報告の最後にございましたが、管理不全空家というか法改正に伴って新しく我々の議論の対象、認定の対象になるわけですが、それはその次の 4 番で細かく審議ということになるかと思いますが、まず今のご報告について、特にご質問とか何かありますでしょうか。

はい。続きまして 4 番の特定空家等及び管理不全空家等の認定基準について、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

はい。それでは事務局の方からご説明させていただきます。ここから資料の画面共有させていただきますのでしばらくお待ちください。

はい。冒頭ですが、まず今回の第 10 回国立市空家等対策審議会の開催についての事務連絡を本年 1 月 27 日付けでお送りをさせていただいておりましたが、その中に審議事項として、認定基準の諮問審議というふうにご案内をさせていただいたんですが、この後ご説明する通り、いろいろ変更を加えたところがございます。本日は諮問という形ではなく、審議、意見交換というものができればというふうに考えております。すいません冒頭ご報告でございます。

それでは本題というか、基準のところでお話ができればと思います。

まず、冒頭なんですけれども、皆様に先日資料をお送りさせていただきまして、その中で大分内容が変わってる部分があるというふうに見えたかと思います。そのところの背景をまずご説明をさせていただければと思いますので、資料の 2 - 1 というものを今画面表示をさせていただいたもの、こちらから少しご説明をさせていただきたいと思います。

まず、前回の審議会でたたき台という形でご紹介をさせていただきましたのが、今画面に表示させていただいております素案と書いてあるものになります。

こちらは、以前からあった特定空家等の認定基準、認定調査票ですね、そちらをもとに管理不全空家も対処対応できるようにというふうにつけたものではあるんですけれども、単純に以前は ABC 評価だったものを ABCD というふうにつけたものでご紹介をさせていただきました。こちらの認定基準なんですけれども、まずこの 1 番のところですね、こちらにつきましては、過去に特定空家等の認定基準を策定したときに、参考にしたのが、平成 23 年に国土交通省が作成をしました、外観目視による住宅の不良度判定の手引きというものがございます。

そちらを元に作成をされているものなんですけれども、正直申し上げてこの部分が建築物とかに詳しい方でないとなかなかこう判断がつきにくい。あとは、点数をつけるものになるんですけれども、こちらをもとに点数化をして、1 個戻りまして、先ほどの資料 2 の 1 番の 1 の部分です。ここを、ABC 評価をつけていくという形になっているのですが、なかなかこの部分があまり詳しくない職員だったりすると、判断がつきにくい部分っていうのはあるのではないかなというふうに考えたところがございます。

そういったことを受けて、他の自治体の事例を参考にしまして、先日 2 月に東京都主催で開催された、空家対策連絡協議会というものがございました。

その中で実際に運用を開始している、または、令和 7 年度から運用開始予定であるという自治体の実際の認定基準というものをいくつか取り上げられておりました。その資料を直接お見せしたいところではあるんですが、協議会限りという形で公開を控えるよう求められておりましたので紹介が難しいんですが、前回ご紹介させていただいた世田谷区さんの例ですとか、いろいろな自治体が出ておりました。その中では当市と同じような点数をつけて評価をするところや、まだ ABCD の評価だけのもので、一番シンプルな形のものがこの後ご紹介をさせていただくんですけれども、単純にその該当する項目に丸をつけて、丸がついたら特定空家等ですとか、管理不全空家等の物件の候補として上げていくと、様々なパターンが正直ございました。

それらの内容を見まして、今回、改めて刷新をしたいなというふうに思った経緯がございまして、今回ご提示をさせていただきたいと思っております。

前回の審議会の中でもですね、点数化することも懸念点ですとか、あとはその ABCD としたときに、B と C の違いはどう判断するのかですとか、いろいろなご意見ご質問をいただきました。

それらに基づいて色々考えたところ、今回、管理不全空家等というのが新設されたことで、やはりその対応しなければならない物件なんかはかなり量的にも増えるんじゃないかというようなところも考えまして、それであれば簡素化したような形で判定をしていく、判断をしていくっていうのも一つのやり方としてあるのかなというふうに考えております。

それらを踏まえまして、今回ご紹介させていただきたいのが資料ナンバーでいうと資料の 1 - 1 と 1 - 2 というものになってございます。

まず、先に資料の 1 - 2 からご説明はしたいと思いますが、今こちらに出したのになります。

先ほど点数ですとか、あと ABCD 評価っていうものになりますと、まず、その該当する項目がどれに当たるのかということと、あと次に ABCD ないしは点数をつけるというステップ、2 つ出てきますが、今回ご紹介ご提案させていただきたいのが、各項目に丸がつくかどうかという観点での調査票になっております。

この調査票についてご説明させていただきますが、まず各項目、1 番から 33 番までございます。

こちらの各項目は、一から当市で作ったわけではなく、国が出しておりますガイドラインこちらを参考にして、文言も暫定ですが、全く同じような文言で記載をしております。

国が出しているガイドラインの各項目、例えばこの一番の項目に関して、これに該当するのであれば、ここの列に丸をつけていく。一方で、ここに直ちには該当しないけれども、こちらですね、そのまま放置されて年数が経過すれば該当する可能性があるという場合は、この今度右側の方に丸をつけていくという構成になっております。

それを上から順番につけていって、最終的にここに該当した項目の数を記入するようなフォームにしてるんですけども、実際どう判定するのかというところで申し上げると、こちらの 2 行で一応書かせていただいてます左側の先ほどご紹介した、左側の列に 1 つでも丸が入った場合、特定空家等の候補としてまずは判断する。

一方で左側の列に当てはまらずに、右側の列に 1 つでも丸がついた場合は管理不全空家等の候補として判断するというような構成で作成をしております。

一応ご参考までになんですけど、先ほどご紹介した国のガイドラインがこちらになります資料の 1 - 3 ですね。これに記載されている、例えばこの 1 番、建築物のところであると、先ほどの表の 1 番に相当するものになるんですけど、こういった記載がございま

す。

これに該当するのであれば、特定空家等でガイドライン上は管理不全空家等の例も書いてあるんですけれども、これに該当しないけれども、ゆくゆくは、ここになる可能性があるというところを管理不全空家等というふうに、今回は仕分けるという判定表にしております。

先ほどの表の中で、特定空家等ないしは管理不全空家等というふうに仕分ける根拠となるのがこの今、映しております 1 行目 2 行目 3 行目のところですね。

そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態、今まさにその状態であるというものと、一方でそのまま放置すれば、この状態 1 行目のこの状態の特定空家等に該当することとなる恐れがある状態という形で、この文言をですね、先ほどの判定表のこの一番上のところに引用をしております。

一応、こちらの簡易な調査票なんですけれども、もちろんその会議したことによって、従来よりも判断がつきにくい部分がもしかしたら出てくるかもしれませんが、一方でその点数 A についてですね、何点をつけたらいいのだろうかですとか、あとは A なのか B なのか C なのかというふうにどれを選ぶのかというところは省略する形になりますので、まずは、ここで物件として候補として上がるかどうかというのを判断して、その後、例えばその庁内の協議体ですとか、あとは、こちらの審議会の方にまたご意見を伺ったりですとか、そういうプロセスを経て最終的に認定をするということをしていくことができればなというふうに現時点では考えております。

もちろん、その従来あった特定空家等の認定基準も今回一緒に変えるという形になりますので、やはりいろいろなご意見あるかと思います。

今日ご意見を伺って、それをもとに少しいろいろ変えていければなというふうに考えております。

ちなみに今回、事例というか、基準を策定された都内の自治体の 1 つがこちらと似たようなシンプルな形で策定したというふうにヒアリングをしております。やはり、そのシンプルにしたことによって、何かこういろいろ検討された経緯とかないかどうかというのを確認したのですが、そうしたらそこまでマイナスな意見は特に出なかったということでした。

逆に点数化をしたりですとか、そうすることによってその根拠、細かく追及されたときに明確に何点にした理由について話をするのができないのではないかなというように意見が出て、最終的にこのような簡素化した形の基準を策定したというふうに伺っております。

その自治体では、まだ特定空家等の基準は策定をされておられなくて、まだ認定物件というのは 1 件もないというような状況で、正確に運用していくのは、令和 7 年度以

降というふうにおっしゃられたんですけれども、まだやはり国からも具体的な管理不全空家等の物件の例とかっていうのも写真で明確にイメージ例を出しているものがございませんので、やはり色々な物件を見ていきつつ、だんだんと基準をしっかりとした確固たるものにしていきたいというふうなご意見を聞いております。

一応、判定表自体はこちらをもとに一旦、今回提案させていただければと思うんですがそれに連動して、従来あった認定基準のこちらの方ですね、今画面で共有させていただきました、こちらの方にも先ほどの判定表をつけております。このような形でちょっと細かくなってしまうので、別紙として準備させていただきました。

戻りまして、資料の1-1のこちらの本文の方ですね。こちらに関しては、従来からある特定空家等認定基準、こちらのですね文言を概ね引用して作っております。法律の文言上の条番号ですとかそういったものの調整であったり、管理不全空家等の文言などを入れております。

追加で補足説明させていただきたいところなんですけれども、この赤字の部分ですね、ここの部分を少しご説明させていただければと思います。

前回々々回の中でも、管理不全空家等の認定方法についてということで、色々ご意見お伺いさせていただいたかと思うんですけれども、今回案としてご提示させていただく部分がこちらになりまして、管理不全空家等の認定については、職員による現地調査結果に基づいて、市長は認定を行うこととするが、必要に応じて認定の可否について審議会に諮ることを妨げないというふうに書いてございます。

これは、やはり管理不全空家等はスピーディーに認定をして、空家の適正管理を促すという法律の趣旨を鑑みて、やはり物件を認定するにあたっては、ある程度スピードが求められるのかなというところを考えております。なので、一旦このような記載にさせていただきまして、先ほどの認定等判定表を利用して該当するのであれば、一旦、管理不全空家等の候補に挙げてしまう。場合によっては、審議会に事前に諮るということではなく、先に認定をしてしまっ、後日報告をさせていただくというようなやり方も考えていければというふうに思っております。ただし、先ほど申し上げた通り管理不全空家等の具体的な基準というのが国からも示されていないところでございますので、場合によって最初のうちは、審議会委員の皆さんにご意見を伺ったりですとか、そういったこともできるような基準にはしたいというふうに思っておりますので、このような記載をさせていただいております。

あとは、大きく変わっている管理不全空家等の認定についてというところなんです、今申し上げたようなところと同じような、重複するところではあるんですけれども、それを具体的に記載したものになっております。従来から残っております特定空家等のことでこの4番、5番のところこの辺りと連動するような形の表記にしております

が、このような形で判断は、まずはこの（３）番のところで、まずは市長が認定を行うと。ただし、認定の可否を検討する場合に、必要に応じて認定の可否について審議会に諮る場合もあるというような記載にしております。

一方で従来あった特定空家等の認定については、特定空家等の方に認定されるということが最終的にはその命令、代執行というのも視野に入れて、認定をしていくことになるかと、かなり物件の老朽度合いですとか、影響も大きいものになるかと思うので、ここの部分については認定からプロセスは特に変えないで、認定にあたっては審議会にお諮りさせていただくと、それ以降は従来と同じような流れで勧告、命令、代執行というような形の記載にしております。

ページ変わりました、この 7 番のところだったんですけど、ここも先ほどのご説明と、同じような形で認定をした後、勧告をする場合のお話がここに記載がございます。

以前、前々回第 8 回のときだったかと思うんですけども、管理不全空家等の認定及びその勧告をどういうふうなプロセスで行うかというような話をさせていただいた時に、認定については市の方で行って行って、勧告に関しては、固定資産税の方に住宅用地特例が外れて固定資産税の金額が上がるというような金銭的なペナルティに近いものが出てくるところがございますので、こちら一応、案として出させていただくものについては、勧告に関しては審議会に諮問をするというふうに書いてございます。ここの部分も先ほどご紹介した先月あった東京都の連絡協議会の中でも、認定後の勧告はどのようにするかという他の自治体の意見も紹介がされておりました。

こちらに関しては、かなりまちまちで、勧告も特にその審議会等に諮らずに行うというところもあったり、一方で管理不全空家を認定するときにも、都度物件ごとに審議会に諮るというようなですね自治体もございました。

なので、ここに関しては各自治体画一的な対応というわけではないんですけども、一旦、当市の部分に関しましては、このような形で記載をさせていただいております。一応、今ざっとご説明をさせていただいたところではあるんですけども、他の自治体の事例ということでですね、少しご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、質問項目として東京都の協議会の中で他の自治体、先行した自治体に聞いた中で基準を策定するにあたって注意すべき点はないですか、という質問項目がございます。自治体からいろいろなご意見があったようなんですけども、やはり管理不全空家等の認定を行うということは、物件数がかなり増えるのではないかと。実際にその運用していく中で、物件数がかなり増えたという声があったようです。一番進んでいる自治体ですでに先月の 2 月の段階で、もうすでに管理不全空家等を認定した数というのが 20 件から 50 件ほどあるような自治体もございました。

そうなると、かなり事務があり煩雑大変になるというようなことが予想されるので、

あらかじめその部分をどういうふうに物件が増えたときに対応すべきかどうかを事前に確認をしておいた方が良いというようなご意見がございました。

あとは、やはりその基準を設けて運用していくにあたって、先行事例としてあまり事例がないと、かつ、国も具体的な事例を紹介してくれているわけでもないで、やはりその国の出してるガイドラインなんかを参考にしつつ、各自治体である程度その基準を作っていく必要があると、あるのではないかとというようなご意見もございました。なので、いろいろ他の自治体にもヒアリングをしながら今回ご紹介をさせていただいた案を作成させていただいているんですけれども、やはり色々なメリットデメリットが当然あるかと思います。今日出席していらっしゃっている委員の皆様に資料とあと今、事務局の方からご説明をさせていただいたものに基づいて、ご不明な点ですとか、何かあればご意見賜ればなというふうに考えております。一旦、事務局からは以上でございます。

大月会長：

はい。ご説明ありがとうございました。

資料で言いますと1-1のような形の認定基準を作り直したいと管理不全空家を含んだ認定基準作りをしたいと思います。その中にすでに今日ご説明のあった1-2とかを含めてこの1-1を作りたいんだけど、ご意見くださいというそういうことかと思います。中身的に言うと、今までは資料2-2にあったような外観目視による認定で、点数方式でやりたい、やってきたんだけど、今後、物件数も増えるので必ずしも建築の専門の人が見るわけではない。そんな場面が予測される中で、この項目に当てはまるのがあるかどうかというマルバツだけで判断するような基準を作りたいという、そういうご趣旨かと思います。まず私の方から、この必ずしも建築案件というか、プロに近い人が見るわけではないかもしれないという点については、確認したいんですけれど、区市町村によっては、空家の事柄を担当する部署が建築指導課とか、住宅課とかなんかそういう、必ず一級建築士持ってる人がいそうなところで担当する場合は、もうちょっと点数とか細かいところまで見るだろうけれど、今回、国立市さんの場合は、当部署がそういう部署ではないので、そういう自治体ごとの事情があるのは理解できるのですが、そういう事情で点数からマルバツに切り換えたいという、そういう理解でいいんでしょうか。

事務局：

はい。事務局の方からお答えいたします。

そうですね。今、空家対策につきましては、私どもまちの振興課の方で担当しております。実際に対象物件に調査に入るときには、まちの振興課だけではなく、今おっしゃられた建築関係の建築営繕課というところがございまして、そういったところす

とかあとは防災関係、環境、道路交通など、複数の部署で判定をすることにはなりません。なので従来のこの判定表に基づいて、例えば建築営繕課の方であればある程度この判断がつく部分はあるんですけども、建築営繕課以外の部署の人間がこれを見るとなかなか難しいという部分があるのかなというところが一点と、あと、これは私もまちの振興課の方の感想というか、意見にはなってしまうんですけども、やはり点数をつけるっていうのはですね、どうしても難しい部分があるのかなと。唯一建築営繕課の意見によって、これを判定していく、この判定表に基づいて従来のものでいうと、判定表の1番のところですね、ここのところを判定していくことになるので、外観目視でA判定っていうのはなかなか難しいのかなと。複数の目で見るとっていうのは難しいのかなというようなところと、あとは先ほども申し上げた簡素化という観点で、各物件数を多くこれに当てはめていく必要が出てくる可能性が考えられるので、今回先ほどご紹介した該当するものに丸をしていくというふうに変えてみたというような経過がございます。

大月会長：

はい。ありがとうございます。

私の意見としましては、以前やっていた点数で15点とか20点とかある方ですけど、やっぱりこれでもですね、判断が非常に分かれる場合多々あるかなと思っていて、例えば25点満点のときの15点と20点は何が違うんだって問われれば、判断する人によって違う可能性も随分あるということは容易に想像できますので、件数でやるのかマルバツでやるのかということについては、実質的にあんまり差はないのかなとも思う反面、こっちの点数の場合は、その項目によって重みづけされていますよね。この項目はとても重要だけど、それと比べるとこの項目は、あの建物が倒れるほどではないよねというような感じで重みづけがされているかなとも思うんですけど、それが一律でマルバツをすると、マルバツでマルが1個でもついていればとりあえず管理不全にしておこうという、割と安全側に働きながら、認定するっていうそういう仕組みに変えられてるのかなと思うんですがそういう理解でいいでしょうか。

事務局：

はい。ありがとうございます。

そうですね。おっしゃる通りマルバツにすると、強弱の部分っていうのは、一旦関係なくなってくるというところがございます。

ですので、例えばそうですね、比較的構造に問題があるということ多分1番ですとか、倒壊の恐れがあるほどっていうところになってくるかと思うんですけども、一方で、これは建物自体の傾斜ですけども、こちらの4番なんかでいうと、門とか塀、屋外階段の傾斜があるということで、建物の構造とは、多分重さでいうとこっちの方が悪

いのかなというふうに感じておりますが、この表だけでいうと、その強弱は全くとっぱらわれた状態になってくるので、例えば4番の屋外設備なんかに問題が傾斜があったというような項目に関してマルがつく場合は、従来の表でいうと重くなかった部分かもしれないですけども、マルがついた以上は多分、管理不全空家ないしは特定空家というような物件の候補に上げていくという点においては、今おっしゃっていただいたような考えになるのかなというふうに感じております。

大月会長：

はい。マルバツに反対なわけじゃないんですけど、マルバツにした時の特質を考えると、結果的に安全側で見ていくという、今、拾っていくという、そういうことになるんだなということのご確認ということで質問させていただきましてありがとうございます。

他の委員の方々で何かご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

菱田委員：

菱田でございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと今のお話とちょっと関連すると思うんですけども、ちょっと若干ずれてたかなと思うんですけど、マルが1つでもついたら、もう管理不全空家になるっていう理解ですかね。それとも一応表の中だと、1つでもついては候補と書いてあるので、あくまで候補であって、そのあとの今後、管理不全空家になるわけではないのかなとも読めたんですけど、そこの辺の判断をもう1回改めてさしていただきたいなと思ったのが1つです。

もし、これが候補っていうことであれば、さっきのお話の通り、項目によって軽重があって、重いところにかかるとなるんです。そうじゃないとならないんですというのであれば、あらかじめ1個でもついたらなるものっていうのは明示してあげた方が市民には分かりやすいんじゃないかなっていう気がしたので、そうしないと、1つだけついてる方が私のところはないのに、この人はなってますっていうところで何かよくわからなく、なってしまいそうだなと思ったので、方法、もしあくまで全部認定されずに候補っていうことであったら、その候補から認定に至る経緯なりプロセスっていうのが、本来は明確になってる方がいいのかなと思ったので、その辺の考え方を教えていただければと思います。

事務局：

はい。ありがとうございます。事務局の方からお答えさせていただきます。

まず、こちらの候補と書かせていただいた背景なんですけれども、こちらですね、この特定空家というところなんですけれども、今おっしゃっていただいたところで、こちらが一番左側のこの列のところ、ここにマルがついたら直ちに認定をする、とい

う趣旨ではなくて、あくまで候補物件という形で見ていくというふうに現時点では考えております。

というのも従来特定空家等の物件についても調査票を用いて市内の物件全件に判定表を当てはめたというわけではなく、やはり過去の苦情内容ですとか、実際の物件を見に行ってみて確認をして、その中でここはさすがにちょっと看過できないというような物件を選定した上で、こちらの審議会に諮問させていただいたというところがございますので、こちらの判定表あくまで物件のその候補の抽出っていう形で従来と同じような形で、例えば、苦情が年間で比較的多いところだとか、目視で建物が例えば傾いている可能性があるんじゃないかというようなところを選定しまして、この表に当てはめていくというようなことを考えておりますので、確かに菱田委員がおっしゃったような形で例えばAさんはある項目に該当して、Bさんは該当していないというような形で、そこで何か不公平感みたいなが生じないようにしていきたいなとは思っているんですけども、あくまでその候補としての抽出っていうところでお話お伝えできればなというふうには思いますが。質問の答えになってましたでしょうか。

菱田委員：

はい。大丈夫です。なんですけど、そうすると、ほど先生がおっしゃったように、全部安全側に行って、1個でもあれば認定っていうわけではなくて、どちらかというと候補になってその中からどちらかというと、市役所さんの方で選定をして認定の方に持っていくっていう流れになるってことですよね。

事務局：

そうですね、まず候補の抽出に関しては、多分従来の基準をベースにしたものよりも増加はするのかなというふうには思います。安全サイドによるということですね。そこから先、それを機械的にすべて認定していくかどうかというところはまた別の観点で見ていく必要があるかなと思っているので、そこは機械的に例えば50件の物件がマルがついたので、それをまとめて管理不全空家等一気に認定をしていくっていうのは、物理的にちょっと難くなるのかなと。ある程度は、市の方で選定をしていく必要はあるのかなというふうに今のところを感じております。

菱田委員：

わかりました。そうですね、候補物件が多いのはよくないんですけども、候補としてとらえておくものが多くて、これが空家対策として良くなっていく方向であれば数が多いこと自身は別に、そんな問題ではないのかなって気はするんですけども、やはり候補から認定に至る経緯というのが、何かもう少し分かりやすい方が本当はいいのか

なっている気がしたので、何かそこがどうしても、今お伺いしているとブラックボックスに見えちゃうような気がしたので、明確に開示まで至らなくても、何かもう少し分かりやすい方がいいのかなという感じがしました。

大月会長：

はい。ありがとうございます。すいません。私の方もちょっと誤認をしておりました。候補はあくまでも候補で、候補に上げる段階では安全側にたくさん上がりそうなんだけど、それを認定という段階になると資料 1 - 1 のこの認定基準で今回ご提示されているような文言をよく読むと、やっぱり役場の方で基本的には決定するって書いてあって、そこが多少候補から認定までのプロセスはどうなんだと言われた場合に、認定基準の中で、そこで答えておく必要があるのか、あえてそこは答えない方が、行政のお仕事のやりやすさとかを考えれば、あえて書かない方がいいという判断。その辺について何か事務局のご意見をお伺いしたいんですけど、どうなんですかね。

事務局：

事務局でございます。そうですね。ちょっと現時点ですぐにどう書くか書かないってというのはちょっと難しいかなと思うんですけども、一応、先ほどご説明の時に、変更がなかったので割愛してしまったんですけども、従来の特定空家等の基準につきましては基準の改定のお話ですとか、最後の留意事項というところにいくつか補足はございます。

その中で 3 番ですとか、4 番の辺りになるんですけども、判定にあたっては色々な周囲の周辺環境ですとか、そういったのも一応考慮しつつ、総合的に判断するというような形の文言を入れてはおります。ただしこの部分でいくと先ほど菱田委員の方からご意見いただきましたプロセスがブラックボックスなんではないかというところは明確になっているかというところ、そこは疑問が残る部分がもしかしたらあるかもしれないので、そこをどういうふうな記載を基準に落とし込んでいくのかっていうのは、私どもの方でももう少し考えてみたいと思います。

菱田委員：

はい。必ずしも絶対書いて欲しいと言ってるわけではなくて、さっき大月先生がおっしゃったように、運営としてやりにくくなるんだったら書かないという選択肢もあるんだと思いますけども、言われた時にちゃんと答えれる体制だけは作っといた方が、いいんだろうなっていう方が正しいのかもしれないので、その辺も勘案した上でご検討いただけるとありがたいかなと思います。

大月会長：

はい。貴重なご意見ありがとうございました。他に本件に関して何かご意見等ございますでしょうか。

水野副会長：

水野です。はい。お願いいたします。

一点、今後の予定に関連しての質問なんですけど、今回先ほどから何度も出ているように、特定空家等あるいは管理不全空家等への候補の基準を定めているものかという整理であるかと思えますけれど、別途認定の基準というものを作る予定ってのは、あるんですかね。要は、今おそらくこの候補の運用を始めた時に多くの物件が特定空家等の候補あるいは管理不全空家等の候補に挙がってくる。そうすると、その判断は少し楽ができるとしても最終的な逆に認定の段階で苦労するのかな。その認定の時の基準というのを別途作ることを今考えていいのかそれは考えていないのか何か予定があれば教えてください。

事務局：

事務局でございます。、今水野副会長からご指摘いただいた点なんですけれども、現時点では、ちょっとまだそこを候補の候補出しと認定のところ、切り分けてっていうのはあまり正直考えていなかったところでございます。候補を出してですね、まずは認定の土台に上がるというところで、先ほど紹介した、今、画面共有させていただいております。

総合的に見てですね、ここは認定をした方がいいんじゃないかというようなところを検討していくというような形で考えてはおったんですけれども、やはりそこだと若干曖昧な部分ももしかしたらあるのかなというのを今、ご意見伺ってですね、思ったところでございます。

水野副会長：

もちろん最終的な判断で曖昧さがあるのは仕方がない部分かと思しますので、先ほど申し上げたようにどこで苦労するという問題かなというふうには考えています。

このやり方が悪いとは思っていません。

大月会長：

ありがとうございます。今、お見せいただいている留意事項のあたりに、こんな考え方で認定は行うというのは幾つかの方向性が出ているということですが、今後、事務局内部で検討いただければいいなと思うことは、何か内規という形でもいいのかもしれないけれど、今までやってきた特定空家の認定の考え方を簡条書きでいいから、そういうことは大事だね、こういうことは考慮しながら認定していきましょうみたいなのをもう一度、今までやってきたお仕事の中を整理される中で、確かめておくそれから、今後、管理不全とか特定空家を認定していく作業を行っていく中で、随時その内規を足したり引いたり改変しながらやっていくっていうそういう柔軟な形で、対応し

ていくっていうやり方がなんかよさそうな感じもするんですが、内規みたいな形ででもいいから、そういうのを事務局で作り始めておいた方が、先ほどの菱田委員のご意見とか、今の水野先生のご意見なんかにもかなうんじゃないのかなあとと思いますので、ご検討いただければと思います。何かご意見無いようでしたら、この場ではですね、今回、事務局にご提案いただいたような方向で、基準を作ることをやっていただくとすることを了承したということにしたいと思います。

齋藤委員：

資料1-2の調査票の中で、真ん中のところに衛生上有害に関して参考とする基準というのがあるんですけども。この中の石綿の飛散ですかね。これは、多分目視だけではなかなか特定できるのかなっていうのがちょっと気になったんですね。

一般的にこういう断熱材とかで、一回検体を取って調査しないとアスベストの含有があるかどうかっていうのが分からないと思うので、ここの表現がこれでいいのかどうかというのを聞きたいと思いました。

事務局：

今、齋藤委員からご指摘いただいたところ、確かにおっしゃる通りだと思います。

この文言につきましては、先ほどご紹介をいたしました国のガイドライン、こちらの文言をそのまま引っ張ってきているというようなものになっております。今画面に出しますが、こちらの今、映してるのが一番1ポツのところの石綿の飛散というところなんですけれども、確かにここの部分につきましては、外観だけで判断をするっていうのは非常に難しい部分になってくるのかなと思います。これに関しては、先ほど特定空家等の物件調査、それにあたっては、色んな部署が一緒になって、現地調査を行うという形をとらせていただいている旨、ご説明させていただきましたけれども、いわゆる建築関係の部署の人間でですね、やはり、こう見ていくしかないのかなというふうに考えております。なので、この部分に関しましては、ガイドラインの文言通りではあるんですけども、ここの部分を例えばあるとすれば文言を変えるというよりは、この部分は外観目視だけではわからないということで、項目ごとを削除するというようなところも考えなければならないかもしれないかなというふうに、今、お話を伺って思いましたが、やはり、ここの部分のガイドラインに記載がある通り、こういった飛散の可能性があるということについてですね、判断の基準が今ひとつというふうに国の方でお示しされてらっしゃいますので、ここのところはもう少し専門の建築関係の部署の方とも相談してみたいと思っています。以上です。

大月会長：

はい。ありがとうございます。非常に貴重なご指摘ありがとうございます。

今、事務局から削除って仰ってましたが、これ削除しない方が、これ人命とか何か人

命に直接はかかわらないけど。石綿は残しといて、何か注釈かなんかで、できる限り目視はできないけれど、できる限り例えば所有者だった人の話を聞いたりして、可能性がある場合は別途調査するとか、なんかそういう逃げ方のとか削除っていう言い方よりは、なんかディフェンスになるのかなと思いますので、削除は避けたほうが。

水野副会長：

今のご意見に乗っかる形で恐縮ですが、同じように思いました。削除する必要はないと思います。別途調査をするという形でいいかと思います。

大月会長：

はい。ありがとうございました。はい。他にいかがでしょうか。

久々に皆さんお集まりいただけてますので、一言ずつ仰っていただければありがたいなと思いますので、僭越ですが私の方から委員の名前及び呼び上げますので、まだ、今日発言なさってない委員の名前を呼び上げますので、コメントいただければありがたいなと思います。まずは恐縮ですけれども大島委員、よろしくお願いいたします。

大島委員：

はい。今、お伺いしてご説明もそうですが、ご質問の内容も私も少し理解が及んでなかったところが補足されてよくわかりました。ということは、私たちこの審議会としては、認定の後の勧告を決めるタイミングで勧告を出すタイミングでそれを出すか出さないかのときに審議会にかけられるということですよね。

大月会長：

はい。事務局いかがでしょうか。

事務局：

事務局でございます。そうですね、今ご質問いただいた点につきましては、こちらの冒頭ご紹介した認定基準の素案、こちらにも書いてあります通り、認定にあたっては、市の方で行うという前提で今の段階では書かせていただいております、そのあとの勧告ですね、こちらにつきましては、審議会に諮問をするという形をとらせていただいております。

やはりこちらの部分につきましては先ほどもお話したように勧告っていうとかなり所有者にとっては強いメッセージになりますので、そこは慎重に進めていきたいという趣旨から、特定空家等と同じような形で諮問をするというふうに今のところ考えております。

大島委員：

ごめんなさい不勉強で。その勧告がされるとそのあとに固定資産税がなんか6倍になるみたいなそういう話になるわけですね。

事務局：

はい、おっしゃる通りです。

大島委員：

年内に例えば、令和 7 年中に管理不全空家等として勧告をされた物件がありましたら令和 8 年の 1 月 1 日時点の課税が住宅用地特例が外れて認定だけではそうはならないということですね。

事務局：

おっしゃる通りです。認定された段階では直ちに固定資産税が上昇するということはありません。

大島委員：

わかりました。ありがとうございます。あとは、国交省のリストアップした項目ではあるんだけど、外見で認知する以上に、実は内部の床が劣化しているケースっていうのは、経験上非常に多いなと思ってまして、外観は意外としっかり外観って植物が貼りついていたりしていると劣化してるのは見えるんだろうけれども、外が意外と健全に見えていたとしても中の床が劣化していても抜けるような状況にあるなというのがあって、そこから一気に進んでくるようなケース、特に見えないところで雨漏りしてたりするとそういうことになるし、風通しがあるけれども、まずは床下から劣化していく、腐っていくことになると思うので、これはもう中に入らないと分からない話で、意外とそういったところが網羅されない外見が著しく劣化していないと中に入らないと分からないってことが、どうなのかなと思いましたね。

水野副会長：

大島委員がご指摘いただいたところからちょっと一点疑問が生じたので、質問させていただきたいんですけど、この管理不全空家と認定して勧告を出す時点で、我々審議会の方に諮問する建付けでいいと思うんですけど、その勧告について諮問があった際に、我々の審議会ですら管理不全空家等と認定したその判断の是非について検討することができるのか、いや、もう市が認定したんだからそれは前提にして勧告の判断をなさいよという建付けになるのかそこは少し整理しておく、ここで判断できなくてもこの場ですね、ちょっと重要な問題について実は実務上、いずれ直面するのかなというふうに思って今どういう整理をしているのかということがもしあれば教えていただきたいというふうに思いました。

事務局：

はい。事務局でございます。今、水野副会長からご指摘いただいた点、確かにおっしゃる通りなのかなというところがございまして、すいません。正直申し上げるとそこ

までの状態になった時にどうするのかというのには答えを持ち合わせてないところがありますので、ちょっとその観点を踏まえて整理した上で、次回の審議会でお話できればと思いますがいかがでしょうか。

水野副会長：

はい。結構重要な難しい問題かというふうには考えています。

大月会長：

すいません。今で私再びちょっと分からなくなったとか、この今日示していただいている資料 1 - 1、認定基準の例えば 4 の今日はご説明特になかったかと思うんですけど、特定空家の認定についてというところの言葉の定義がなんか 1 (1) は、空家等の認定に関する判断は、別表により行うって書いてあるけど、主語がだれが行うのかっていう、これ事務局なのかと推測はするんです。

次に、次が現場における判定になっていて、1 番で言っている認定、それから判断と判定っていうのは、それぞれどんなふうに違うのかなってちょっとこんがらがってきちゃったり、次に 3 番目が市長は判定に基づきっていつているから、これは (2) のことなんだろうなと思うのですけれど。

特定空家と認められる空家等について、認定の可否を審議会に諮る、審議会は認定に関する判定結果の妥当性について審議するというのと、審議の対象審議で求められている最終的な結論は妥当性の判断し判定結果の妥当性の判断なのか。

結局認定は誰が行うのかって文言をよく読むとちょっと分からないかなっていうのがわざとこういうテクニカルにこう書かれているのかも分からないんですけど。

何かこの辺の何か言葉とか言葉が意味する行為の何かこう明確さにちょっと欠けるような気もするんで、今の水野先生ご指摘にお考えられる際にですね、もうちょっとこの辺の文言の整備をしていただければ、例えばこれを民が読んだり議員さんが読んだりして質問するときにもうちょっと明快に答えられるんじゃないかなという気が今改めてしましたんで、合わせてその辺の文言整理もやっていただきたいなと思うし、先ほど大島委員が言われた資料 1 - 2 の判定基準に、確かに言われてみると、床が抜けていて根太とかが腐っていて、足元がぐらつきそんなやつって、確かにあって、それは 3 番目の基礎柱梁その他構造上っていうところなんだろうけど、これは中に入らないと分かんないけど、中に入ることを前提にした基準だというふうに理解していいんでしょうか。今更ながらけど。

事務局：

はい。事務局の方から答えさせていただきます。

まず 1 点目大月会長からご指摘いただいた 4 番の特定空家等の認定のところの文言についてなんですけど、すいません。こちらについては、今回修正等特に行っていなかつ

たんですが、改めて見るとご指摘いただいた通りなのかなと言うふうに思いますので、このところは今のところと合わせて、再度ちょっと見直したいと思っています。

一方で、こちらの中に入らないとという部分なんですけれども、基本的には空家法の中で現地の立ち入り調査というものが認められております。

立ち入り調査については、基本的には外から敷地内には入れるけれども、建物内に入ることはあまり想定はされていないという状況になっております。

ですので、鍵をこじあけて中に入るとかっていうところまでは許されておられません。ただし、一方で窓が割れて空いているというような状況であれば、その窓から目視で確認をするというようなことは特に妨げられてるものではないので、原則としてはやはり建物の外からということになるかなと。なので、床が抜けているかどうかの目視の確認はできますが例えばそれを実際にこう乗ってみたりをしてみたりして、根太が腐ってるかどうかというようなところまでを確認することはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

大月会長：

なるほど。はい。でも、先ほど大島委員がおっしゃった床の話だと、この3のところの建築物の構造部材（基礎、柱、はり・・・）の後に「床組」とかで書くといいんじゃないだろうかと思ったりしましたので、併せてご検討くださればありがたいなと思いました。はい。大島委員そういうことでよろしいでしょうか。

大島委員：

たぶん、特定空家の場合であれば、明らかだって判断できると思うんですけど、その管理不全空家の場合は、もう何か触ってみても分かんないから乗ってみたいと分からないみたい。見た目が落ちてるってなれば明らかなんですけれども、窓から覗いても多分分からないんだろうなっていう、管理不全空家という1つの基準が難しいなと思いました。

大月会長：

はい。ありがとうございました。続きまして、山本委員いかがでしょうか。

山本委員：

今まで言ってた話の繰り返しになってしまうんですけども、特定空家等の候補とする、その後認定する。認定するまでの判断ということが議論になってたと思うんですけども、それも私の方で自分として考えていたんですけども、結局、例えば該当した項目の数、幾つ位以上は1つでもあれば候補だけでも、幾つ以上あれば認定するとかっていう考え方も1つはあると思うんですけども、ただ、要はマルが1つでも重いものがあれば、やっぱり駄目だし、軽いものであれば複数あっても認定はできないなっていうのもあるので、数だけでは無理なのかなというのと、いうふうに考えていまし

た。

それとですね、それと合わせて思ったのがその留意事項のところの4番目のところが目に留まって、判定にあたっては、建築物の密集状況や道路の有無云々っていうのを考慮してということで、極端な例になるんでしょうけども、同じような状態の物件であっても、広い敷地の真ん中に建っている状況と隣接して、もう、要は隣のところに影響が及ぼしそうなのでは、たぶんそこって違うのかなと思うので、同じ状態でも客観的な基準っていうのは難しいのかなと。なので、お願いしたいのは事務局の方でも考えるということにはなっているんですけども、実際質問するとかいうときには判断認定するに至った。理由ですね、例えばどう、どこに重きを置いて判断したのかとかっていうことを幾つか列記してもらって、それで諮問してもらおうとか、あと管理不全空家であれば、そこは説明報告になってしまうのかもしれないんですけども、そのようなことを列記していただいた方が、やはり色々審議はしやすいのかなと思うので、一つの意見として事務局の方には考えていただきたいかなと思います。

大月会長：

はい。貴重なご意見ありがとうございます。次に消防の高橋委員いかがでしょうか。

高橋委員：

はい。聞こえますでしょうか。立川消防署の高橋と申します。

消防としては、今回の中身につきましては特に異議はありませんが、お願い事項となりますけれども、例えば、著しい立木のはみ出しなどによる通行障害等の発生につきましましては、人命に関わる救急車などの緊急車両の通行の妨げになることのないようにですね、できれば、迅速な対応をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

大月会長：

はい。ありがとうございます。はい。事務局の方でも、あと留意事項としてご対応いただければと思います。続きまして警察から佐藤委員、よろしくお願いします。

佐藤委員：

はい。警察行政としましてもまた空家問題等、生活安全相談等ございましたら情報共有ですとか、そういったところも模索していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

大月会長：

はい。ありがとうございます。はい。それでは続きまして、紀本委員、よろしいでしょうか。

紀本委員：

私からは、2つほど質問があります。先ほどの話と少しかぶるんですけど、保安上危険

になるというところの項目に関してですと、木材の倒壊状況の他の要素も見る必要があるのではないかと私は思っていて、その家屋に入らないと判断できない点とし、電化製品がどのくらいあるかというのを見る必要があるんじゃないかなというふうに今回のお話を聞いていて感じました。その空家になった時の年数とかがどのくらい経っているかっていうのは、それぞれだと思うんですけど、漏電の可能性とか火災の原因になるものがある状態だと結構危ないと思うので中に入って実際に確認する、何が置かれているのかを確認するっていうのは、必要な調査の内容かなというふうに思いました。

もう1つは判断基準のお話とは少しずれるんですけど、動物以外が家屋の中に入る可能性も考えておく必要があるんじゃないかなと思っていて、保安上危険とみなされにくい状態の家屋っていうのは、一般の家との見た目があまり変わらない家屋でもあると思うんですね。

そこで、例えば体の小さな子供が誤って家屋の中に立ち入ることも想定しながら、その家の周りの立ち入り制限なんかもしっかりしていった方が目に見える形でした方がいいんじゃないかなというふうに思いました。大人は、空家に積極的に入ろうとあまりしませんが、ただ子供の場合って、遊びの延長で庭の中に入ってかくれんぼでもしようかなということがなくはないと思うので、そうした想定もしながらその対策だったり、家の周りの環境整備だったりというのを市の方でやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。以上です。

大月会長：

はい。ご指摘ありがとうございます。今2点のご指摘に関しまして、事務局いかがでしょうか。

事務局：

はい。事務局でございます。今、紀本委員からご質問いただいた点でまず電化製品のところで、確かに今、案として出させていただいてる中には給湯設備とかというところはあるんですけども、中のいわゆる家電、電化製品、そういったところからの漏電の恐れだとか、そういったところは見る限りないかなというふうに思っておりますので、その点につきましてはですね、一度こちらでも今まであまり検討ができてなかった部分になるかと思うので、そこは見させてもう一度検討させていただければと思います。

もう1点目のですね、例えば、小さなお子さんなんかの興味本位で立ち入ってしまう恐れなんですけれども、明確には子供というふうな表記はないんですが、今、共有で出させていただいておりますこの不法侵入の発生のところですね、これが想定されているのは、本当にいわゆる大人の不法侵入ですね、悪意を持った人間が入ってくると

というようなことは、想定されてるのかなと思うのですが、一方でその 30 番のところで不特定多数の者が容易に侵入できるほど、開口部の破損等があると、例えば門が崩れ落ちているですとか、塀が一部崩れていてそこから人が入ってしまうだとか、そういったところが想定されてるのかなと思うのですが、その小さな子供っていう観点では、ここの部分を入れてなかったなというのがあるので、その観点も考えていきたいなというふうに思います。以上です。

大月会長：

はい。紀本委員、重要なご指摘ありがとうございました。電気については、確かに書いてないのですが、この中に通電しているかどうかみたいな、なんかそういうことも含めてですね、火災の原因になりうる可能性について言及していきたいとも思いました。

私もそれから 30 番については、不特定の者を例えば括弧書きにして、子供も含むとかね、何かそういうアラートを書いておくのがいいですね。あと、他に全体を通してご意見等いかがでしょうか。

すいません。私から一個だけ。今後ね、事例が増えていくと思うんですけどその時に、今日の冒頭に紹介のあったこれまでの経緯の説明のときに、個人の特定にならないような程度に何かフォーマットを作っていて、先ほどの山本委員のご指摘にあったように、この特定空家とか、管理不全になったものの判断理由みたいなものが箇条書きに書いてあるとか、そういうなんかいい感じのフォーマットを作っていて、それで毎度毎度この審議会の冒頭みんなで確認するみたいな、そういうふうなフォーマットを作るのが、今後大事になっていくような気がするので、そういうことの準備も含めてご検討いただければありがたいなと思いました。

はい。他によろしいでしょうか。他によろしければ次の議題に移らさせていただきます。次はですね、5 番の今後の予定というところで事務局からお願いいたします。

事務局：

はい。事務局からお話させていただきます。

今後の予定なんですけれども、今、皆様からご意見を伺った点を踏まえて、ベースは一応こちらをですね、今日ご提示させていただいてる内容をベースに、さらにちょっと色々な検討事項を踏まえたものをまた次回、ご提示をさせていただければなというふうに思います。まだこれから色々検討する部分が多いのかなというところではございますので、次回に諮問という形がとれるかどうかというのは、明確には申し上げることが難しいかなと思うのですが、早ければ、次回に諮問をさせていただいて、そこからさらに審議を続けられればなというふうに考えております。

認定基準については、今申し上げた通りなんですけれども、来年度市内で空家の実態

調査というのが3年に一度行ってるものがございます。

それが行われるのが、令和7年度になるんですけれども、調査するのであれば、せっかくですので、その管理不全空家等にも対応した形で調査をしていきたいなというふうに考えておりますので、また次回の審議の場でもそのスケジュールですとかそういったものをまたお話できればなというふうに考えております。

大月会長：

はい。今の事務局からの今後の予定について。ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、6番その他について、何かご意見、ご要望等ございましたらお願いしたいんですがいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。はい。また何かありましたら事務局にお問い合わせいただければと思います。

山本委員：

あと、3番目の報告のところで、専門家団体との協定ということで、行政書士会の方でも結ばさせていただくんですけれども、その辺の活動は、そこでの活動としては、空家の相談窓口になるとか、実際、空家ではないんだけど空家の予備軍の相談ってということが主になってくと思っております。

その活動とこの審議会の位置付けというかですね、関わりっていうのは、基本的にはないのかなと思っていて、空家になる前だから、特定空家にならないように候補にならないようにするための活動というか、そういう相談窓口だと思ってますので、こちらとの審議会とはあまり課の関わりはないかとは思ってるんですけれども、もし、何か関わりを考えているようであれば教えて欲しいと思います。事務局への質問です。

大月会長：

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局：

ご質問いただきましてありがとうございます。事務局としましては、こちらの審議会と専門家団体様と協定の件ですね、そこは、別個のものと言う形で認識しておりますので、山本委員の今おっしゃっていただいた通りなのかなというふうには思います。以上です。

大月会長：

はい。ありがとうございます。とはいえ、この審議会では、先だって事務局の方でお出しされております、空家の予防も含めて計画についても審議しておりますので、事務局の方で多少なりとも関連があるような動きがあれば、この場でニュース的にお伝えいただければいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

はい。山本委員ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

はい。今日、たくさん貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。
これをもとに、あと次回の次年度になるかと思いますが、議会が開催されることに、
なりますが引き続きよろしくお願いいたします。
では、以上により今日の審議会を閉会させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

以上